

# 1 税率一覧表

税 目	税 率	前年度の税率	納 期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
県民税 個人	均等割 年 1,000円  所得割 1. 課税所得金額 $\frac{4}{100}$  2. 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡所得 $\frac{2}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円 + (課税長期譲渡所得 - 2,000万円) $\times \frac{2}{100}$ ウ その年の1月1日において所有期間が10年を超える一定の居住用財産を昭和63年4月1日以降に譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円 + (課税長期譲渡所得 - 6,000万円) $\times \frac{2}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3.6}{100}$  3. 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 非上場分 $\frac{2}{100}$ 上場分 $\frac{1.2}{100}$	左に同じ  1. 課税所得700万円以下の金額 $\frac{2}{100}$ 課税所得700万円を超える金額 $\frac{3}{100}$  2. 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡所得 $\frac{1.6}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 $\frac{1.3}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 26万円 + (課税長期譲渡所得 - 2,000万円) $\times \frac{1.6}{100}$ ウ その年の1月1日において所有期間が10年を超える一定の居住用財産を昭和63年4月1日以降に譲渡した場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 $\frac{1.3}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 78万円 + (課税長期譲渡所得 - 6,000万円) $\times \frac{1.6}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3}{100}$  3. 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 非上場分 $\frac{1.6}{100}$ 上場分 $\frac{1}{100}$	1. 賦課期日 1月1日 2. 納 期 個人の市町村民税の納期と同じ	(減免) 個人の市町村民税に準ずる	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	均等割 資本金等の額（資本金の額又は出資金の額に資本積立金額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）。以下同じ）が50億円を超える法人（公共法人等を除く） 年 800,000円 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 540,000円 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 130,000円 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く） 年 50,000円 その他の法人 年 20,000円	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 人格のない社団等で法人税を課されないもの及び公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 民法第34条の法人 2. 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3. 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4. 社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 天災その他特別の事情により被害を受けた者	
	法人税割 $\frac{5}{100}$ 〔平成7年9月1日から平成22年8月31日までに終了する事業年度分について資本金の額若しくは出資金の額が1億円超のもの、又は法人税割の課税標準が年1,500万円超のもの $\frac{5.8}{100}$ 〕	左に同じ			
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月10日		
配当割	支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の $\frac{5}{100}$ 〔平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等 $\frac{3}{100}$ 〕	左に同じ	毎翌月10日		
株式等譲渡所得割	支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	翌年の1月10日		

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>平成16年1月1日から 平成20年12月31日ま での間に行われた一定 の特定口座における上 場株式等の譲渡による 所得等 <math>\frac{3}{100}</math></p>	<p>平成16年1月1日から 平成19年12月31日ま での間に行われた一定 の特定口座における上 場株式等の譲渡による 所得等 <math>\frac{3}{100}</math></p>			
事業税 個人	<p>(1) 第一種事業所得の <math>\frac{5}{100}</math> (2) 第二種事業所得の <math>\frac{4}{100}</math> (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5 及び7号に該当するもの 所得の <math>\frac{3}{100}</math> その他のもの 所得の <math>\frac{5}{100}</math></p>	<p>(1) 第一種事業所得の <math>\frac{5}{100}</math> (2) 第二種事業所得の <math>\frac{4}{100}</math> (3) 第三種事業 法第72条の2第9項第4. 5.7号に該当するもの 所得の <math>\frac{3}{100}</math> その他のもの 所得の <math>\frac{5}{100}</math></p>	<p>第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において 事業を廃止したと き 知事が定める日</p>	<p>(免除) 1. 生活保護法の規 定による生活扶助 又は生業扶助を受 ける者 2. 過疎地域内にお いて租税特別措置 法第12条第1項の 表の第1号の規定 の適用を受ける設 備であって、条例 の規定によるもの 3. 過疎地域内にお いて畜産業又は水 産業を行う者で条 例の適用を受ける もの (減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 (1) 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 (2) 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者 (3) 法施行令第7条 各号に掲げる障害 者で生活が困難で あるもの (4) (2)及び(3)以外 の者で生活が困難 であるため事業税 の負担が著しく困 難であるもの</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
法人	<p>(1) 電気供給業 } を行う  ガス供給業 } 法人  保険業 }  収入金額の <math>\frac{1.3}{100} (\frac{1.339}{100})</math></p> <p>(2) その他の事業を行う法人  特別法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{5}{100} (\frac{5.15}{100})</math>  所得のうち年400万円を  超える金額及び清算所得  の <math>\frac{6.6}{100} (\frac{6.798}{100})</math>  資本金1億円超の普通法人  付加価値割  対する税率 <math>\frac{0.4944}{100}</math>  資本割  資本金等の額の <math>\frac{0.206}{100}</math>  所得割  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{3.914}{100}</math>  所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{5.665}{100}</math>  所得のうち年800万円を  超える金額及び清算所得  の <math>\frac{7.416}{100}</math>  三以上の都道府県におい  て事務所又は事業所を設  けて事業を行う法人  所得及び清算所得の  <math>\frac{7.416}{100}</math>  その他の法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以下  の金額の <math>\frac{5}{100} (\frac{5.15}{100})</math>  所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{7.3}{100} (\frac{7.519}{100})</math>  所得のうち年800万円を  超える金額及び清算所得  の <math>\frac{9.6}{100} (\frac{9.888}{100})</math></p> <p>(3) 三以上の都道府県におい  て事務所又は事業所を設  けて事業を行う法人で資本金  の額又は出資金の額が  1,000万円以上のもの  特別法人  所得及び清算所得の  <math>\frac{6.6}{100} (\frac{6.798}{100})</math>  その他法人  所得及び清算所得の  <math>\frac{9.6}{100} (\frac{9.888}{100})</math></p>	左に同じ	<p>1. (法第72条の  25第1項又は法  第72条の28第1  項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月  ただし、法第  72条の25第2項  により知事の認  めたものはその  指定した日  会計監査人の監  査を受けなければ  ならないこと  等の理由により  決算が確定しな  いため上記期間  中に申告納付で  きない場合には  知事の承認によ  り3か月以内</p> <p>2. (法第72条の  26第1項の法人)  事業年度開始  の日から6か月  を経過した日か  ら2か月</p> <p>3. (法第72条の  29第1項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月</p> <p>4. (法第72条の  30第1項の法人)  残余財産分配  の日の前日</p> <p>5. (法第72条の  31第1項の法人)  残余財産の確  定した日から1  か月</p>	(免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 45条第1項の表の第 1号の規定の適用を 受ける設備であって、 条例の規定によるも の	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	( ) は平成10年2月1日から平成22年1月31日までに終了する事業年度分について、資本金の額又は出資金の額が1億円超のもの、又は所得が年5,000万円超(収入金額を課税標準とするものにあつては4億円超)のものに適用する。	左に同じ			
地方消費税 譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費 $\frac{25}{100}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年 3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日 の翌日から2か 月		
貨物割	課税貨物に係る消費税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	課税貨物を保税地 域から引き取る日		
不動産 取得税	価格の $\frac{4}{100}$  (平成18年4月1日から 平成21年3月31日ま での住宅又は土地の取得 $\frac{3}{100}$ 平成18年4月1日 から平成20年3月31 日までの住宅以外の家 屋の取得 $\frac{3.5}{100}$ )	左に同じ	知事が定める日	(減免) 天災等により災害 を受けた者等のうち 知事が必要と認める もの (免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 12条第1項の表の第 1号又は第45条第1 項の表の第1号の規 定の適用を受ける家 屋及びその敷地であ る土地であつて、条 例の規定によるもの	課税標準 について 土地 10万円未 満 家屋 (建築分) 23万円未 満 (その他) 12万円未 満
県たば こ税	1,000本につき1,074円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 511円)	平成18年6月30日まで  (平成15年7月1日以降 の売渡し等分 1,000本につき969円 (旧3級品の紙巻たば こについては、1,000 本につき461円))	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の 目的で行われる輸 出業者に対する売 渡し 2. 本邦と外国との 間を往来する本邦 の船舶又は航空機	

税 目	税 率	税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
		平成18年7月1日から 1,000本につき898円 〔平成18年7月1日以降 の売渡し等分 1,000本につき1,074円 (旧3級品の紙巻たば こについては、1,000 本につき511円)〕		に船用品又は機用 品として積み込む ための売渡し 3. 品質悪変又は破 損等のため販売に 適しないと認めら れる製造たばこの 廃棄 4. 既にたばこ税を 課された製造たば この売渡し又は消 費等	
ゴルフ 場利用 税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 〔1. 65歳以上70歳未満の 者の利用 2. 一定の競技会による 利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2 分の1の税率を適用する〕	左に同じ	毎翌月末日		
自動車 税	1. 乗用車 営業用 総排気量 10以下 年額 7,500円 10超1.50以下 年額 8,500円 1.50超20以下 年額 9,500円 20超2.50以下 年額 13,800円 2.50超30以下 年額 15,700円 30超3.50以下 年額 17,900円 3.50超40以下 年額 20,500円 40超4.50以下 年額 23,600円 4.50超60以下 年額 27,200円	1. 左に同じ	1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法 第7条<新規登録> の規定による登録 を賦課期日後翌年 2月末日までの間 に申請をしたとき 登録の申請をし た日	(免除) 1. 商品であって使 用しない自動車 2. 消防専用自動車 及び救急専用自動 車 3. もっぱら公益の 用に直接供する自 動車で知事の認め るもの (減免) 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者のうち、 知事が必要と認め るもの 2. 一定の身体障害 者が所有する自動 車で自ら運転する もの、又は重度身 体障害者若しくは	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
60 超 年額 40,700円 自家用 総排気量 10 以下 年額 29,500円 10 超 1.50 以下 年額 34,500円 1.50 超 20 以下 年額 39,500円 20 超 2.50 以下 年額 45,000円 2.50 超 30 以下 年額 51,000円 30 超 3.50 以下 年額 58,000円 3.50 超 40 以下 年額 66,500円 40 超 4.50 以下 年額 76,500円 4.50 超 60 以下 年額 88,000円 60 超 年額 111,000円				精神障害者が所有する自動車（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む）で当該重度身体障害者又は精神障害者のために同一生計者が運転するもの及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く）が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの（以上いずれも1人について1台に限る） 3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの 4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの	
ローターエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。		2. 左に同じ			
2. トラック 営業用 最大積載量 1 t 以下 年額 6,500円 1 t 超 2 t 以下 年額 9,000円 2 t 超 3 t 以下 年額 12,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 15,000円 4 t 超 5 t 以下 年額 18,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 22,000円 6 t 超 7 t 以下 年額 25,500円 7 t 超 8 t 以下 年額 29,500円					

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
	<p>8 t 超 年額29,500円に8tを 超える1t毎に4,700 円を加算した額 小型自動車に属するけん 引車 年額 7,500円 普通自動車に属するけん 引車 年額 15,100円 小型自動車に属する被けん 引車 年額 3,900円 普通自動車に属する最大 積載量8t以下の被けん 引車 年額 7,500円 8 t 超の被けん引車 年額7,500円に8tを 超える1t毎に3,800 円を加算した額 最大乗車定員が4人以上 であるもの 総排気量10 以下 それぞれの年額に 3,700 円を加算し た額 総排気量10 超 1.50 以下 それぞれの年額に 4,700 円を加算し た額 総排気量1.50 超 それぞれの年額に 6,300 円を加算し た額</p> <p>自 家 用 最大積載量 1 t 以下 年額 8,000円 1 t 超 2 t 以下 年額 11,500円 2 t 超 3 t 以下 年額 16,000円 3 t 超 4 t 以下 年額 20,500円 4 t 超 5 t 以下 年額 25,500円 5 t 超 6 t 以下 年額 30,000円</p>				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
	<p>6 t 超 7 t 以下 年額 35,000円</p> <p>7 t 超 8 t 以下 年額 40,500円</p> <p>8 t 超 年額40,500円に 8 t を 超える 1 t 毎に 6,300 円を加算した額</p> <p>小型自動車に属するけん 引車 年額 10,200円</p> <p>普通自動車に属するけん 引車 年額 20,600円</p> <p>小型自動車に属する被けん 引車 年額 5,300円</p> <p>普通自動車に属する最大 積載量 8 t 以下の被けん 引車 年額 10,200円</p> <p>8 t 超の被けん引車 年額10,200円に 8 t を 超える 1 t 毎に 5,100 円を加算した額</p> <p>最大乗車定員が 4 人以上 であるもの 総排気量 10 以下 それぞれの年額に 5,200 円を加算し た額</p> <p>総排気量 10 超 1.50 以下 それぞれの年額に 6,300 円を加算し た額</p> <p>総排気量 1.50 超 それぞれの年額に 8,000 円を加算し た額</p> <p>3. バス 営 業 用 一 般 乗 合 用 の も の 定 員 30人以下 年額 12,000円</p> <p>30人超40人以下 年額 14,500円</p> <p>40人超50人以下 年額 17,500円</p>	3. 左に同じ			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	50人超60人以下 年額 20,000円				
	60人超70人以下 年額 22,500円				
	70人超80人以下 年額 25,500円				
	80人超 年額 29,000円				
	一般乗合以外のもの 定員				
	30人以下 年額 26,500円				
	30人超40人以下 年額 32,000円				
	40人超50人以下 年額 38,000円				
	50人超60人以下 年額 44,000円				
	60人超70人以下 年額 50,500円				
	70人超80人以下 年額 57,000円				
	80人超 年額 64,000円				
	自家用 定員				
	30人以下 年額 33,000円				
	30人超40人以下 年額 41,000円				
	40人超50人以下 年額 49,000円				
	50人超60人以下 年額 57,000円				
	60人超70人以下 年額 65,500円				
	70人超80人以下 年額 74,000円				
	80人超 年額 83,000円				
4. 三輪の小型自動車		4. 左に同じ			
営業用	年額 4,500円				
自家用	年額 6,000円				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
5. 特種用途自動車 営業用 霊きゅう車 年額    10,100円 そ の 他 年額    13,500円 自家用 キャンピング車 総排気量 10 以下 年額    23,600円 10 超 1.50 以下 年額    27,600円 1.50 超 20 以下 年額    31,600円 20 超 2.50 以下 年額    36,000円 2.50 超 30 以下 年額    40,800円 30 超 3.50 以下 年額    46,400円 3.50 超 40 以下 年額    53,200円 40 超 4.50 以下 年額    61,200円 4.50 超 60 以下 年額    70,400円 60 超 年額    88,800円 そ の 他 年額    18,400円	5. 左に同じ				
	<p>ロータリーエンジンを原動機とする自動車については、エンジンの総容積にローターの数及び1.5を乗じた数値を総排気量とみなして上記の区分を適用する。</p>				
6. グリーン化税制 (1) 税率の軽減 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで に新車新規登録された自 動車のうち  電気自動車、メタノール 自動車、天然ガス自動車 通常税率の概ね50%軽 減	6. グリーン化税制 (1) 税率の軽減 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで に新車新規登録された自 動車のうち  電気自動車、メタノール 自動車、天然ガス自動車 通常税率の概ね50%軽 減				

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+20%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準10%以上達成車 通常税率の概ね25%軽減</p> <p>(2) 税率の重課 平成8年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成6年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課</p>	<p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+5%以上達成車 通常税率の概ね50%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準達成車 通常税率の概ね25%軽減</p> <p>平成17年排出ガス基準50%以上達成かつ燃費基準+5%以上達成車 通常税率の概ね25%軽減</p> <p>(2) 税率の重課 平成7年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車、平成5年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車及びLPG車 通常税率の概ね10%重課</p>			
鉱区税	<p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円</p> <p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の<math>\frac{2}{3}</math> (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納 期 5月15日～ 5月31日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税 目	税 率	前年度の税率	納 期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納 期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
自動車取得税	$\frac{3}{100}$  〔軽自動車以外の自家用自動車 昭和49年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの $\frac{5}{100}$ 〕  〔電気自動車、及び天然ガス自動車 平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの 営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$ 〕  〔ハイブリッド自動車 平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの バス・トラック 営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$ バス・トラック以外 平成19年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの 営業用及び軽自動車 $\frac{1.0}{100}$ 自家用 $\frac{3.0}{100}$ 〕	$\frac{3}{100}$ 左に同じ  〔電気自動車、メタノール自動車及び天然ガス自動車 平成11年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$ 〕  〔ハイブリッド自動車 平成11年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの バス・トラック 営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$ バス・トラック以外 営業用及び軽自動車 $\frac{0.8}{100}$ 自家用 $\frac{2.8}{100}$ 〕	申告納付 1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録又は同法第97条の3<軽自動車の使用の届出等>の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 登録又は届出の時 2. 道路運送車両法第13条<移転登録>の規定による登録を受けべき自動車の取得 登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日 3. その他の自動車の取得 取得の日から15日を経過する日	(減免) 次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの 1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得 3. 身体障害者が自ら運転する自動車 を取得した場合における当該自動車の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計	取得価額について50万円以下 (平成20年3月31日まで)

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>〔 NOx・PM法対策地域 で一定の排出基準に適合 しない自動車〔乗用車を 除く。〕の廃車代替</p> <p>平成19年4月1日から 平成21年3月31日までに 取得したもの</p> <p>営業用 <math>\frac{1.8}{100}</math> 自家用 <math>\frac{3.8}{100}</math></p>	<p>〔 NOx・PM法対策地域 で一定の排出基準に適合 しない自動車〔乗用車を 除く。〕の廃車代替</p> <p>平成17年4月1日から 平成19年3月31日までに 取得したもの</p> <p>営業用 <math>\frac{1.5}{100}</math> 自家用 <math>\frac{3.5}{100}</math></p>		<p>を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む) 及 び身体障害者又は 精神障害者のみで 構成される世帯の 重度身体障害者又 は精神障害者が当 該重度身体障害者 又は精神障害者の ために当該重度身 体障害者又は精神 障害者を常時介護 する者(当該重度 身体障害者又は精 神障害者と生計を 一にする者を除く) が運転する自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得</p> <p>5. 構造上身体障害 者の利用に供する 自動車又は専ら身 体障害者が運転す るための構造変更 がなされた自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得</p> <p>6. 医療法に規定す る公的医療機関の 開設者が救急自動 車、へき地巡回診 療の用に供する自 動車又は血液事業 の用に供する自動 車を取得した場合 における当該自動 車の取得</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの</p> <p>車両総重量が3.5tを超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成27年度重量車燃費基準を満たすもののうち、</p> <p>(1) 平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少ない自動車</p> <p>営業用 <math>\frac{1.0}{100}</math> 自家用 <math>\frac{3.0}{100}</math></p> <p>(2) 平成17年重量車排出ガス保安基準適合車</p> <p>営業用 <math>\frac{2.0}{100}</math> 自家用 <math>\frac{4.0}{100}</math></p>	左に同じ			
	<p>低燃費自動車 平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得したもの</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+20%以上達成車 取得価格から30万円控除</p> <p>平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+10%以上達成車 取得価格から15万円控除</p>	左に同じ			

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び 減 免 事 項	免税点
軽 油 引取税	1 kℓにつき15,000円  〔平成5年12月1日から 平成20年3月31日まで の間の引取に係るもの〕 1 kℓにつき32,100円	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許 に係る狩猟者の登録を受け る者で、次号に規定する者 以外のもので、8,200円  2. 網猟免許又はわな猟免許 に係る狩猟者の登録を受け る者で、当該年度の県民税 の所得割額を納付すること を要しないもののうち、控 除対象配偶者又は扶養親族 に該当する者（農業、水産 業又は林業に従事してい る者を除く。）以外の者 5,500円  3. 第一種銃猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者で、 次号に規定する者以外のも の 16,500円  4. 第一種銃猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者で、 当該年度の県民税の所得割 額を納付することを要しな いもの 11,000円  5. 第二種銃猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者 5,500円	1. 網・わな猟、第一種銃猟 免許に係る狩猟者の登録を 受ける者で、2に規定する 者以外のもので、16,500円  2. 網・わな猟、第一種銃猟 免許に係る狩猟者の登録を 受ける者で、当該年度の県 民税の所得割額を納付す ることを要しないもの 11,000円  3. 第二種銃猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者 5,500円	1. 賦課期日 狩猟者の登録 を受ける日 2. 普通徴収の方 法による場合の 納期は知事が定 める日	(減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 2. 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者	

## 2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上場株式等の譲渡益・配当等に係る軽減税率の延長               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株式等の譲渡益や配当、収益分配金などの優遇税率適用期限の1年延長</li> </ul> </li> <li>○ エンジェル税制の延長               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の要件を満たしたベンチャー企業が発行した株式に係る譲渡益および損失への特例措置の延長（平成21年3月31日まで）</li> </ul> </li> <li>○ 租税条約実施特例法の規定の整備               <p>日本国内居住者が条約相手国の社会保障制度に支払った保険料について、個人住民税における社会保険料控除の対象の社会保険料とみなす規定の整備</p> </li> </ul>
法人県民税 法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 減価償却制度の見直し（法人県民税、法人事業税）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償却可能限度額（取得価額の95%）及び残存価額（取得価額の10%）の廃止</li> </ul> </li> <li>○ 電気供給業を行う法人の託送料金を控除する特例措置の延長（法人事業税）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の特例措置の適用措置の延長（平成21年3月31日まで）</li> </ul> </li> </ul>
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課税対象事業の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3種事業である助産師業について課税対象事業から除外</li> </ul> </li> </ul>
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非課税措置等の特例措置の創設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業協同組合が他の農業協同組合の全部譲渡に伴い取得する不動産について、その不動産価格の2分の1をその価格から控除する課税標準とする特例措置の創設</li> <li>・ 密集法に規定する認定建替計画に記載された新築する建物の用に供する土地を取得した場合は、不動産価格の2分の1をその価格から控除する課税標準とする特例措置の創設</li> </ul> </li> <li>○ 非課税措置等の特例措置の延長               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川立体区域の事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋所有者が代替家屋を取得した場合の特例措置の延長（平成21年3月31日まで）</li> </ul> </li> <li>○ 非課税措置等の特例措置の廃止               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄軌道事業者が設置する自転車駐車上の用に供する家屋に係る特例措置の廃止</li> </ul> </li> </ul>
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車税のグリーン化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低燃費車に係る税率の軽減措置の延長および見直し</li> <li>・ 電気自動車、天然ガス自動車に係る特例措置の延長（平成21年3月31日まで）</li> <li>・ ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る特例措置の延長（平成21年3月31日まで）</li> <li>・ ハイブリッド自動車（乗用車）に係る特例措置の見直し                   <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に取得された自動車の税率 2.2%軽減 → 2.0%軽減</li> <li>平成20年度に取得された自動車の税率 2.0%軽減 → 1.8%軽減</li> </ul> </li> <li>・ メタノール自動車に係る特例措置の廃止</li> </ul> </li> <li>ハイブリッド自動車                [ 内燃機関を有する自動車と併せて電気等を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えることで自動車排出ガスの抑制に資する特定自動車 ]             </li> </ul>
狩猟税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 網・わな猟免許の分割に伴う狩猟税の税率の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対する狩猟税の税率の変更（旧網・わな猟免許取得者16,500円 → 新網猟免許又はわな猟免許取得者8,200円）</li> </ul> </li> </ul>